# 随意契約締結状況

対象期間　令和5年4月から6月

（100万円以上のもの。賃貸借の場合は80万円以上のもの）

| No | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 医事業務委託契約 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月1日 | (株)ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台２丁目９番地 | 月額 5,390,000 | 当院の医療事業の内容や各診療科の状況等にも精通しており、業務が他の業者に移行した場合は多大な混乱が予測されるため。（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 2 | 施設管理業務委託契約 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月1日 | 昭和建物管理(株)<br>岐阜市宇佐南4丁目8番16-201号 | 59,824,762 | 長年に亘り当院の施設管理業務を委託しており、院内を十分に把握し当院の要望にも迅速に対応するため患者及び職員の安全且つ衛生的な環境が保たれていること、委託業務が多岐に渉るため業者の変更により相当な混乱と質の低下が起こる危険性があるため。（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 3 | 細菌検査システム（感受性検査業務システム） | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月1日 | （株）スズケン | 9,986,240 | 当院既存システムの導入業者であり、当院の情報システムに精通している。診療に支障を来すことなく影響を最小限に更新を行うことができるのは当該業者のみであるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 4 | HIS更新対応 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月1日 | 富士フィルム医療ソリューションズ（株） | 5,940,000 | 既存システムの導入業者であり、インターフェース変更等の対応が可能なのは当該業者であるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | 画像情報管理システム対応 |
| 5 | NEXUS　電子カルテ更新対応 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月1日 | （株）フォーム<br>岐阜市木ノ下町５丁目１６番地 | 3,520,000 | 既存システムの導入業者でありメーカー代理店であるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | 内視鏡NEXUSシステムの接続 |
| 6 | ニデックHIS（富士通）連携ライセンスキット　設置調整対応 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月1日 | （株）SBメディック | 1,760,000 | メーカの代理店であり当院の入札参加資格を有する2社より見積もりを徴した結果廉価だったため。<br>（会計規則第36条4項　緊急の必要により競争に付することができない場合に該当） | ニデック眼科電子カルテの接続 |
| 7 | 透析部門システム連携 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月1日 | タック（株） | 1,265,000 | 当院電子カルテシステムの導入業者であり、対応可能なのは当該業者のみであるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |

| No | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 診察表示システム用LAN電源工事 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月3日 | NECフィールディング（株）<br>岐阜市宇佐南3丁目4-7 | 2,090,000 | これまでも院内LAN工事等を依頼しており当院の設備に精通している。他社に依頼した場合の不具合発生時における責任の所在が曖昧になるおそれがあるため（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 9 | 日本光電　生理検査システム | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月30日 | （株）レオクラン東海 | 31,350,000 | 当院既存システムの導入業者であり、当院の情報システムに精通している。診療に支障を来すことなく影響を最小限に更新を行うことができるのは当該業者のみであるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 10 | ユヤマ　薬剤部門システム | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月30日 | （株）レオクラン東海 | 26,950,000 | 当院既存システムの導入業者であり、当院の情報システムに精通している。診療に支障を来すことなく影響を最小限に更新を行うことができるのは当該業者のみであるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 11 | 病理診断システム<br>PathWindow　一式 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年4月30日 | 井上精機（株） | 13,750,000 | 当院既存システムの導入業者であり、当院の情報システムに精通している。診療に支障を来すことなく影響を最小限に更新を行うことができるのは当該業者のみであるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 12 | 医療情報システム保守 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年5月1日 | タック（株） | 月額 1,910,700 | 当院電子カルテシステムの導入業者であり、対応可能なのは当該業者のみであるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 13 | 感染管理支援ライブラリ導入 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年5月1日 | タック（株） | 5,170,000 | 当院電子カルテシステムの導入業者であり、対応可能なのは当該業者のみであるため。<br>（会計規則第36条4項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当） | |
| 14 | 電子カルテ更新に伴うポータブルX線撮影装置の接続対応 | 1 | 岐阜赤十字病院<br>管財課<br>岐阜市岩倉町３－３６ | 令和5年6月23日 | （株）フォーム<br>岐阜市木ノ下町5丁目16番地 | 1,485,000 | 160万未満のため（会計規則第36条5項　契約にかかる予定価格が小額である場合に該当） | |
| | | | | | | | | |

公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。